

地区計画ガイド

御経塚第二地区



人にやさしいまちづくり

NONOJICHI

●はじめに●

魅力あるまちづくりのために、計画的な都市基盤整備と秩序ある市街化の誘導を進めています。御経塚第二地区は土地区画整理事業により、宅地利用の増進と公共施設の整備を進め、既存周辺施設と調和がとれ環境の良い市街地形成を図るため、地区計画が定められています。

この地区計画は、そこに住む人々でつくるまちづくりのルールであり、みんなで守り、育て、そして実現していくものです。

名 称	野々市市御経塚第二地区 地区計画
位 置	野々市市御経塚一・二・三丁目、二日市一丁目、長池の各一部
面 積	約60.1ha
区域の整備・開発および保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、御経塚第二土地区画整理事業施行地区であり、公共施設の整備とともに、建築物に関する誘導を行い、用途の混在、あるいは敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し良好な市街化の形成が図られることを地区計画の目標とする。</p>
	<p>誘致施設及び既存土地利用との有機的連携を図り、金沢都市圏の外郭部における広域的な商業業務の拠点として、個性的で魅力ある街づくりの実現を目指した土地利用を行うために、本地区を7つの土地利用に細分する。</p> <p>(1) A地区 都市圏の外郭部における新たな複合的商業業務の拠点として高度な土地利用を図り、地区の市街化を促すと共に、地域経済の活性化を推進する先導的役割を担う地区とする。</p> <p>(2) B地区 野々市駅前にあって、地区的商業活動の充実を目指し、本地区的玄関口として、A地区とは異なった個性的、あるいは日常的な商業業務活動を図る地区とする。</p> <p>(3) C地区 疋田・御経塚線の沿道については、沿道サービスを主体とした商業業務活動を図る地区とする。</p> <p>(4) D地区 御経塚史跡公園、埋蔵文化財収蔵庫、ふるさと歴史館、教育施設とともに、地区における歴史的文化環境の保全と育成を図る地区とする。</p> <p>(5) E地区 森本・野々市線（国道8号）沿いの一部とJR北陸本線沿いの一部について、流通・業務系の地区とする。</p> <p>(6) F地区 都市計画道路等の地区内幹線沿いやそれと同様な利用が考えられるゾーンは、土地の高度利用を促進する地区として集合住宅の立地を促進する地区とする。</p> <p>(7) G地区 上記以外の土地利用については、閑静で落ち着きのある低層戸建て住宅地とする。</p>

●御経塚第二地区 地区計画の内容●

- この地区計画は、平成2年11月1日に都市計画決定しました。
- この地区計画の内容は、平成28年8月現在のものです。

区域の整備・開発および保全の方針	<p>地区施設の整備方針</p> <p>本地区的道路、公園・緑地等の公共施設については、土地区画整理事業により整備される。さらに、かき又はさくの後退部分を緑化し、区画道路の景観水準を高める施策を行う。</p> <p>こうした公共空間および宅地の一部を活用した半公共空間の緑化等を将来に向けて継続させていくために、これらの地区施設の機能の維持・保全を図るものとする。</p>
区域の整備・開発および保全の方針	<p>建築物等の整備方針</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるように、用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を行う。</p>

● 御経塚第二地区 地区計画の説明 ●

地区の区分		名 称	A 地区
		面 積	約9.2ha
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	A 地区においては、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項 第2号及び第3号に該当する営業の用に供する建築物 ② 建築基準法別表第2(へ)項に掲げる工場 ③ 倉庫業を営む倉庫 ④ ガソリンスタンド ⑤ 戸建て専用住宅	
	建築物の敷地面積の最低限度	250m ²	
	建築物の壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の壁面またはこれに代わる柱など（以下「壁面等」という。）の面までの距離の最低限度（以下「壁面後退部分」という。）は、次に掲げる数値とする。 (1) 都市計画道路の道路境界線からは3mとする。 (2) その他の道路の道路境界線及び隣地境界線からは1mとする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	① 建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観および環境に調和したこと ② 広告物は、以下に掲げるものでなくてはならない。 (1) 自己の用に供するもの (2) 刺激的な色彩または装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの (3) 建築物から独立して建築設置する屋外広告物で、壁面後退部分に設置していないもの	
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する部分のかき又はさくは、緑化に努め、開放性のあるものとするとともに、道路境界線からの壁面後退部分には設置してはならない。	

地区の区分		名 称	B 地区
		面 積	約2.1ha
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	B 地区においては、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項 各号に該当する営業の用に供する建築物 ② 建築基準法別表第2(へ)項に掲げる工場 ③ 倉庫業を営む倉庫 ④ ガソリンスタンド ⑤ 戸建て専用住宅	
	建築物の敷地面積の最低限度	200m ²	
	建築物の壁面の位置の制限	壁面等までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 都市計画道路の道路境界線からは1mとする。 (2) その他の道路の道路境界線からは0.6mとする。	
	建築物等の高さの最高限度	敷地面積1,000m ² 以上で、かつ、整形な敷地のものは20m、その他は12m以下とする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	① 建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観および環境に調和したこと ② 広告物は、以下に掲げるものでなくてはならない。 (1) 自己の用に供するもの (2) 刺激的な色彩または装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの (3) 建築物から独立して建築設置する屋外広告物で、壁面後退部分に設置していないもの (4) 建築物から独立して建築設置する屋外広告物について、高さが11m以下、表示面積が10m ² 以下で壁面後退部分に設置しているもの (5) 建築物に設置する広告物で、突き出し幅が1m以下で、地盤面から3m以上に設置したもの (6) 屋外広告物の表示面積が、建築物の各面毎に外壁面積の1／10以内のもの	
かき又はさくの構造の制限	道路に面する部分のかき又はさくは、緑化に努め、開放性のあるものとするとともに、道路境界線からの壁面後退部分には設置してはならない。		

地区の区分		名 称	C地区
面 積		約3.3ha	
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	C地区においては、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 ① 屋外展示の自動車販売業の用に供する建築物 ② 工場の用に供する部分の床面積が当該建築物の延べ面積の2分の1以上のもの ③ 戸建て専用住宅	
	建築物の敷地面積の最低限度	250m ²	
	建築物の壁面の位置の制限	壁面までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 都市計画道路の道路境界線からは2mとする。 (2) その他の道路の道路境界線及び隣地境界線からは1mとする。	
	建築物等の高さの最高限度	敷地面積1,000m ² 以上で、かつ、整形な敷地のものは25m、その他は15m以下とする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	① 建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観および環境に調和したことであること ② 広告物は、以下に掲げるものでなくてはならない。 (1) 自己の用に供するもの (2) 刺激的な色彩または装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの (3) 建築物から独立して築造設置する屋外広告物で、壁面後退部分に設置していないもの (4) 建築物から独立して築造設置する屋外広告物について、高さが11m以下、表示面積が10m ² 以下で壁面後退部分に設置していないもの (5) 建築物に設置する広告物で、突き出し幅が1m以下で、地盤面から3m以上に設置したもの (6) 屋外広告物の表示面積が、建築物の各面毎に外壁面積の1/10以内のもの	
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する部分のかき又はさくは、緑化に努め、開放性のあるものとするとともに、道路境界線からの壁面後退部分には設置してはならない。	

地区の区分		名 称	D地区
面 積		約4.8ha	
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	D地区においては、次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ① 専用住宅 ② 建築基準法別表第2(い)項第四号に掲げるもの ③ 公益上必要な建築物 ④ 上記①、②、③に附属する自動車車庫で、床面積の合計が当該自動車車庫の敷地にある建築物の延べ面積の合計の3分の1以内のものとする。ただし、二階以上の部分を自動車車庫の用途に供しない場合に限る。 ⑤ 床面積の合計が50m ² 以下の自動車車庫	
	建築物の敷地面積の最低限度	200m ²	
	建築物の壁面の位置の制限	壁面までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路境界線からは1.5mとする。 (2) 隣地境界線からは1mとする。	
	建築物等の高さの最高限度	敷地面積1,000m ² 以上で、かつ、整形な敷地で、住宅一戸当たり一台以上の駐車場を確保したものは18m、その他は、12mとする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	① 建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観および環境に調和したことであること ② 広告物は、以下に掲げるものでなくてはならない。 (1) 自己の用に供するもの (2) 刺激的な色彩または装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの (3) 建築物に設置する広告物で、突き出し幅が1m以下で、地盤面から3m以上、軒高以下に設置したもの (4) 屋外広告物の表示面積が、10m ² 以下のもの (5) 建築物から独立して築造設置していないもの	
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する部分のかき又はさくは、緑化に努め、開放性のあるものとするとともに、道路境界線から0.6m以上後退するものとする。	

地区の区分		名 称	E地区
		面 積	約7.9ha
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	E地区においては、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に該当する営業の用に供する建築物 ② ガソリンスタンド（但し、自家用のものは除く） ③ 物品販売業を営む店舗（但し、事務所、倉庫、工場に附属するものを除く） ④ 専用住宅	
	建築物の敷地面積の最低限度	250m ²	
	建築物の壁面の位置の制限	壁面等までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路境界線からは1.5mとする。 (2) 隣地境界線からは1mとする。	
	建築物等の高さの最高限度	敷地面積1,000m ² 以上で、かつ、整形な敷地のもの以外は、12m以下とする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	① 建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観および環境に調和したことであること ② 広告物は、以下に掲げるものでなくてはならない。 (1) 自己の用に供するもの (2) 刺激的な色彩または装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの (3) 建築物から独立して建築設置する屋外広告物で、壁面後退部分に設置していないもの (4) 建築物から独立して建築設置する屋外広告物について、高さが11m以下、表示面積が10m ² 以下で壁面後退部分に設置していないもの (5) 建築物に設置する広告物で、突き出し幅が1m以下で、地盤面から3m以上に設置したもの (6) 屋外広告物の表示面積が、建築物の各面毎に外壁面積の1/10以内のもの	
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する部分のかき又はさくは、緑化に努め、開放性のあるものとするとともに、道路境界線から0.6m以上後退するものとする。	

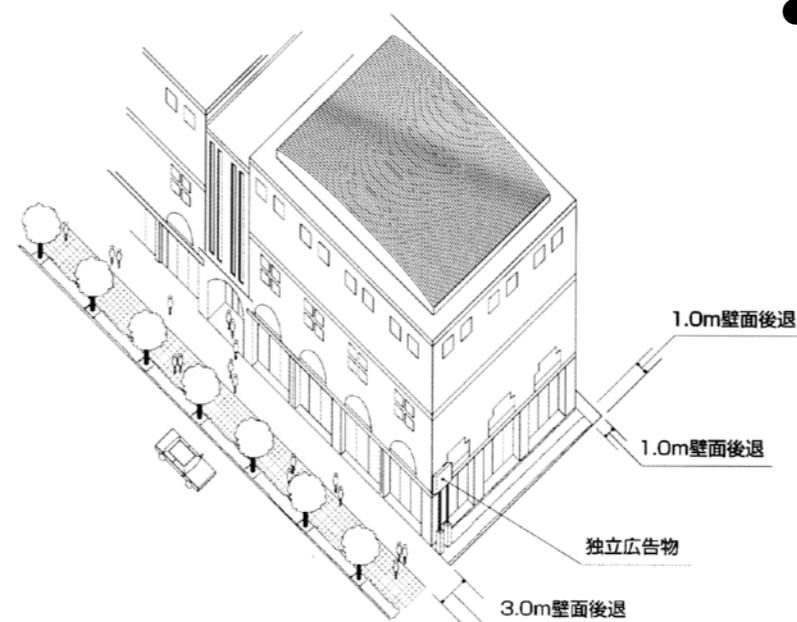
地区の区分		名 称	F地区
		面 積	約21.8ha
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	F地区においては、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 ① 工場の用に供する部分の床面積が当該建築物の延べ面積の2分の1以上のもの ② ガソリンスタンド ③ 屋外展示の自動車販売業の用に供する建築物	
	建築物の敷地面積の最低限度	200m ²	
	建築物の壁面の位置の制限	壁面等までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路境界線からは1.5mとする。 (2) 隣地境界線からは1mとする。	
	建築物等の高さの最高限度	敷地面積1,000m ² 以上で、かつ、整形な敷地で、住宅1戸当たり1台以上の駐車場を確保したものは18m、その他は、12mとする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	① 建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観および環境に調和したことであること ② 広告物は、以下に掲げるものでなくてはならない。 (1) 自己の用に供するもの (2) 刺激的な色彩または装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの (3) 建築物から独立して建築設置する屋外広告物で、壁面後退部分に設置していないもの (4) 建築物から独立して建築設置する屋外広告物について、高さが11m以下、表示面積が10m ² 以下で壁面後退部分に設置していないもの (5) 建築物に設置する広告物で、突き出し幅が1m以下で、地盤面から3m以上に設置したもの (6) 屋外広告物の表示面積が、建築物の各面毎に外壁面積の1/10以内のもの	
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する部分のかき又はさくは、緑化に努め、開放性のあるものとするとともに、道路境界線から0.6m以上後退するものとする。	

A地区

地区の区分	名 称	G地区
	面 積	約11.0ha
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	G地区においては、次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ① 戸建て専用住宅 ② 公益上必要な建築物 ③ 上記①、②に附属する自動車車庫で、床面積の合計が当該自動車車庫の敷地にある建築物の延べ面積の合計の3分の1以内のものとする。ただし、二階以上の部分を自動車車庫の用途に供しない場合に限る。 ④ 床面積の合計が50m ² 以下の自動車車庫
	建築物の敷地面積の最低限度	200m ²
	建築物の壁面の位置の制限	壁面等までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路境界線からは1.5mとする。 (2) 隣地境界線からは1mとする。
	建築物等の高さの最高限度	10m
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10／10
	建築物等の形態又は意匠の制限	① 建築物等の形態および意匠は、周辺の景観および環境に調和したものであること ② 屋外広告物は、建築物に表示または築造設置してはならない。
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する部分のかき又はさくは、緑化に努め、開放性のあるものとするとともに、道路境界線から0.6m以上後退するものとする。



都市圏の外郭部における新たな複合的商業業務の拠点として高度な土地利用を図り、地区的市街化を促すと共に、地域経済の活性化を推進する先導的役割を担う地区を目指します。



●建てられない建物

- 低照度飲食店（ピンクサロンなど）
- 個室飲食店（個室喫茶など）
- 工場（小規模なものを除く。）
- 倉庫業を営む倉庫
- ガソリンスタンド
- 戸建て専用住宅

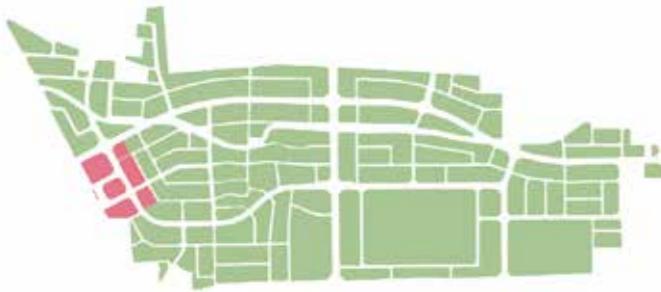
●敷地面積の最低限度

250m²

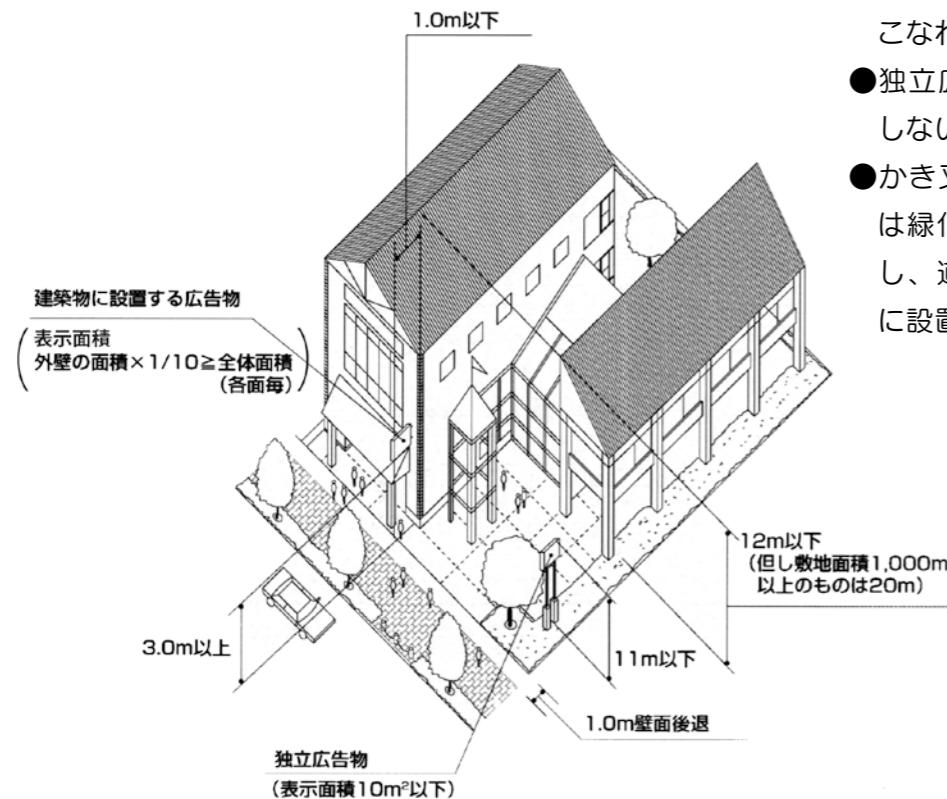
●その他

- 建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観及び環境に調和したものであること
- 屋外広告物は、自己の用に供するものであり、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致をそなわないもの
- 独立広告物は、壁面後退部分に設置しないこと
- かき又はさくは、道路に面する部分は緑化に努め、開放性のあるものにして、道路境界線からの壁面後退部分に設置しないこと

● B地区 ●



野々市駅前にあって、地区的商業活動の充実を目指し、本地区の玄関口として、A地区とは異なった個性的、あるいは日常的な商業業務活動を図る地区を目指します。



●建てられない建物

- 低照度飲食店（ピンクサロンなど）
- 個室飲食店（個室喫茶など）
- 麻雀・パチンコ
- ゲームセンター
- 工場（小規模なものを除く。）
- 倉庫業を営む倉庫
- ガソリンスタンド
- 戸建て専用住宅

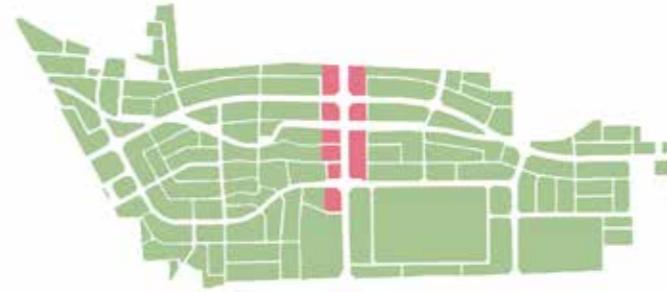
●敷地面積の最低限度

200m²

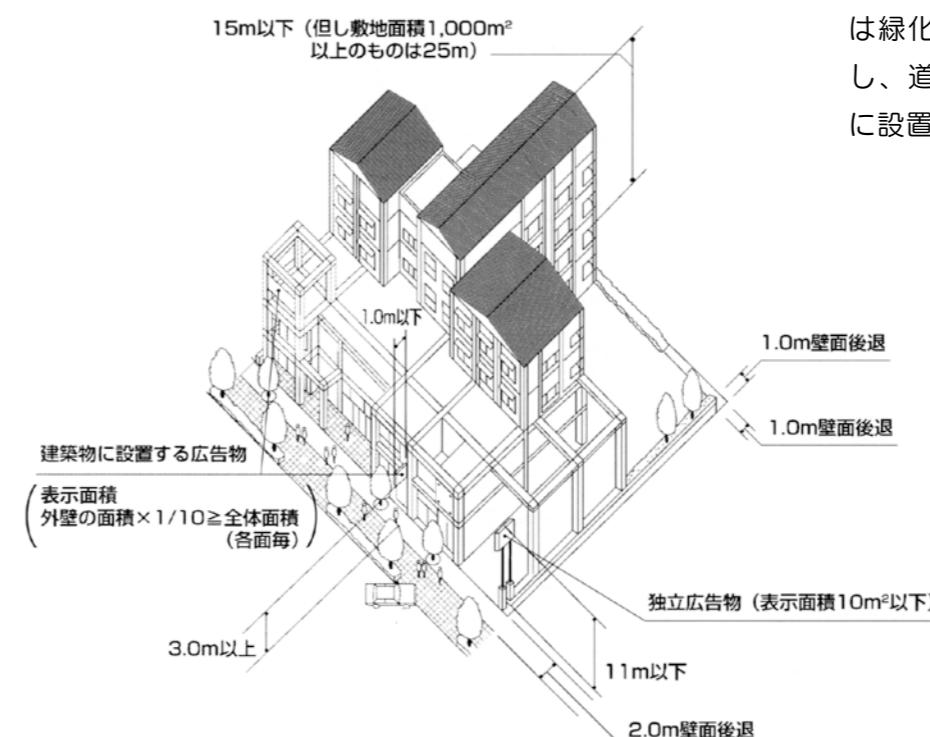
●その他

- 建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観及び環境に調和したものであること
- 屋外広告物は、自己の用に供するものであり、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致をそなわないもの
- 独立広告物は、壁面後退部分に設置しないこと
- かき又はさくは、道路に面する部分は緑化に努め、開放性のあるものにして、道路境界線からの壁面後退部分に設置しないこと

● C地区 ●



疋田・御経塚線の沿道については、沿道サービスを主体とした商業業務活動を図る地区を目指します。



●建てられない建物

- 屋外展示の自動車販売業の用に供する建築物
- 工場（延べ床面積の1/2未満の床が工場に使用されている場合を除く。）
- 戸建て専用住宅

●敷地面積の最低限度

250m²

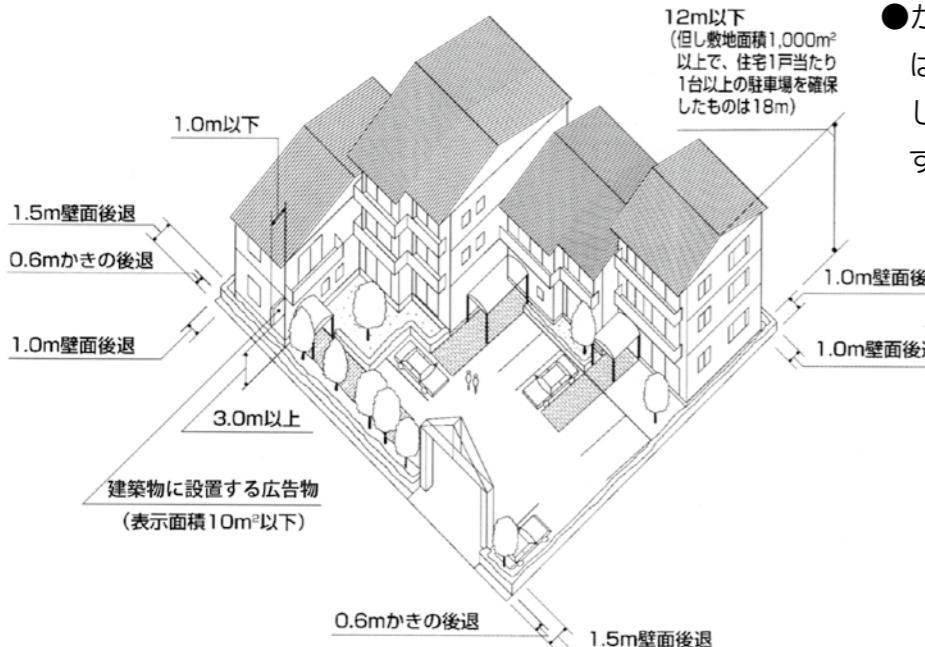
●その他

- 建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観及び環境に調和したものであること
- 屋外広告物は、自己の用に供するものであり、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致をそなわないもの
- 独立広告物は、壁面後退部分に設置しないこと
- かき又はさくは、道路に面する部分は緑化に努め、開放性のあるものにして、道路境界線からの壁面後退部分に設置しないこと

● D地区 ●



御経塚史跡公園、埋蔵文化財収蔵庫、ふるさと歴史館、教育施設とともに、地区における歴史的文化環境の保全と育成を図る地区を目指します。



●建てられる建物

- 専用住宅（住宅以外の用途との兼用住宅を除く。）
- 公益上必要な建築物（集会所・派出所など）
- 上記の建築物に附属する駐車場が、延べ床面積の1/3以下の床規模で、かつ1階以下の部分にあるもの
- 床面積の合計が50m²以下の自動車庫

●敷地面積の最低限度

200m²

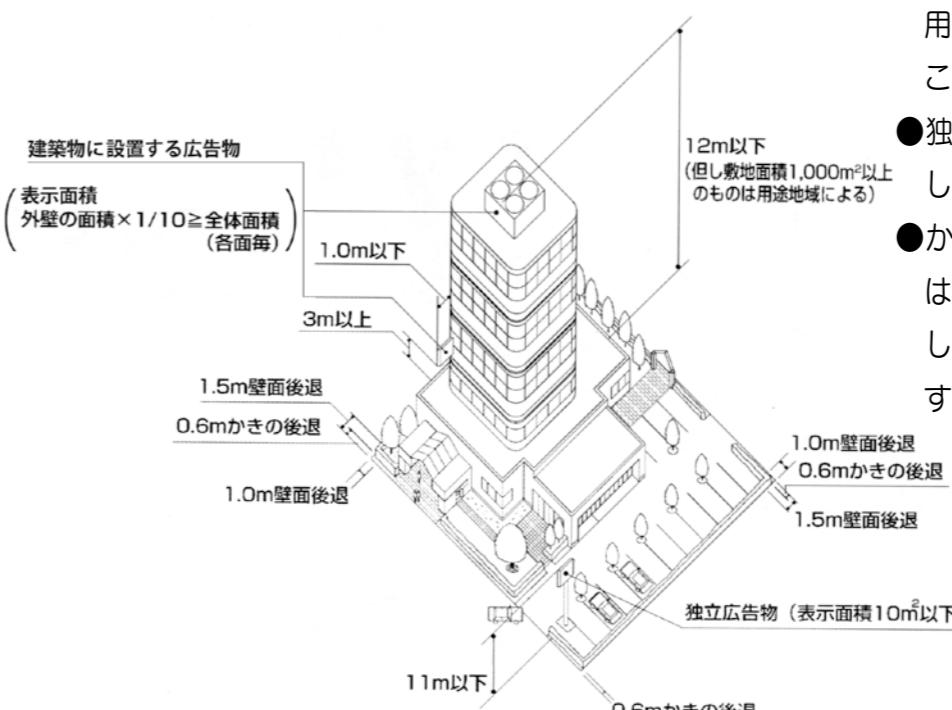
●その他

- 建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観及び環境に調和したものであること
- 屋外広告物は、自己の用に供するものであり、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致をそこなわないもの
- 独立広告物は、設置してはならない
- かき又はさくは、道路に面する部分は緑化に努め、開放性のあるものにして、道路境界線から0.6m以上後退すること

● E地区 ●



森本・野々市線（国道8号）沿いの一部とJR北陸本線沿いの一部については、流通・業務系の地区を目指します。



●建てられない建物

- 低照度飲食店（ピンクサロンなど）
- 個室飲食店（個室喫茶など）
- 麻雀・パチンコ
- ゲームセンター
- ガソリンスタンド
- 物品販売業を営む店舗（事務所、倉庫、工場に附属するものを除く。）
- 専用住宅（住宅以外の用途との兼用住宅を除く。）

●敷地面積の最低限度

250m²

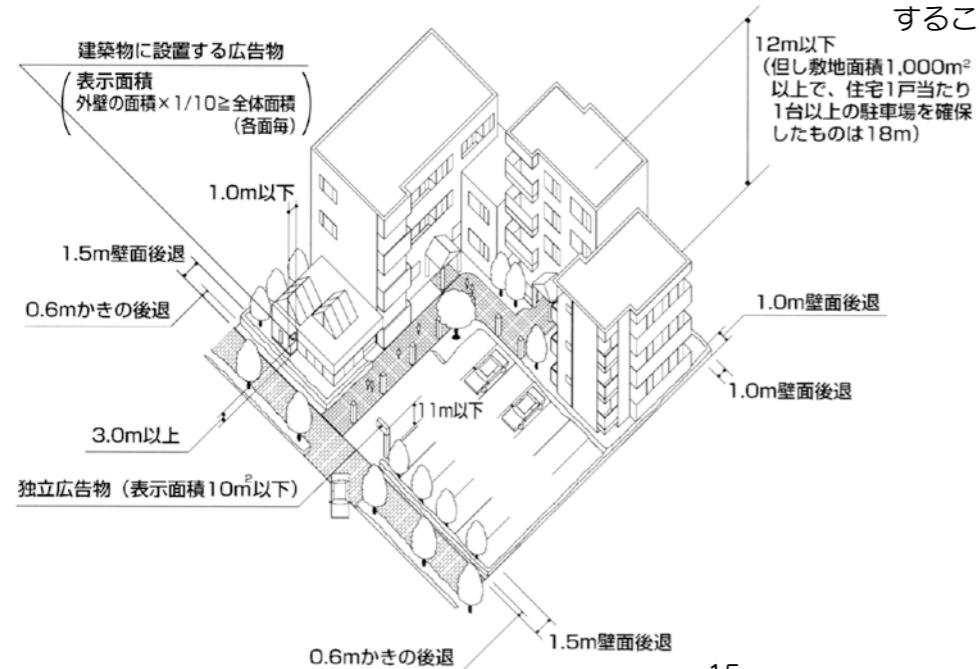
●その他

- 建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観及び環境に調和したものであること
- 屋外広告物は、自己の用に供するものであり、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致をそこなわないもの
- 独立広告物は、壁面後退部分に設置しないこと
- かき又はさくは、道路に面する部分は緑化に努め、開放性のあるものにして、道路境界線から0.6m以上後退すること

F地区



都市計画道路等の地区内幹線沿いやそれと同様な利用が考えられるゾーンは、土地の高度利用を促進する地区として集合住宅の立地を促進する地区を目指します。



●建てられない建物

- 工場（延べ床面積の1/2未満の床が工場に使用されている場合を除く。）
 - ガソリンスタンド
 - 屋外展示の自動車販売業の用に供する建築物

●敷地面積の最低限度

200m²

●その他

- 建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観及び環境に調和したものであること
 - 屋外広告物は、自己の用に供するものであり、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致をそこなわないもの
 - 独立広告物は、壁面後退部分に設置しないこと
 - かき又はさくは、道路に面する部分は緑化に努め、開放性のあるものにし、道路境界線から0.6m以上後退すること

G地 X



閑静で落ち着きのある低層戸建て住宅地を目指します。

●建てられる建物

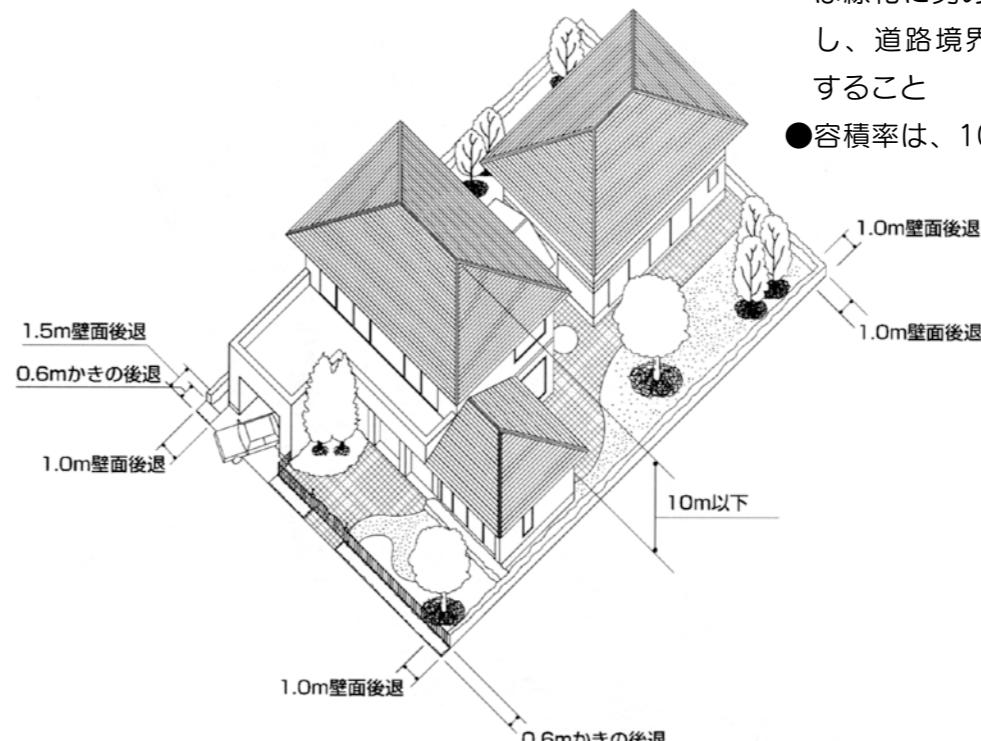
- 戸建て専用住宅（住宅以外の用途との兼用住宅を除く。）
 - 公益上必要な建築物（集会所・派出所など）
 - 上記の建築物に附属する駐車場が、延べ床面積の1/3以下の床規模で、かつ1階以下の部分にあるもの
 - 床面積の合計が50m²以下の自動車庫

●敷地面積の最低限度

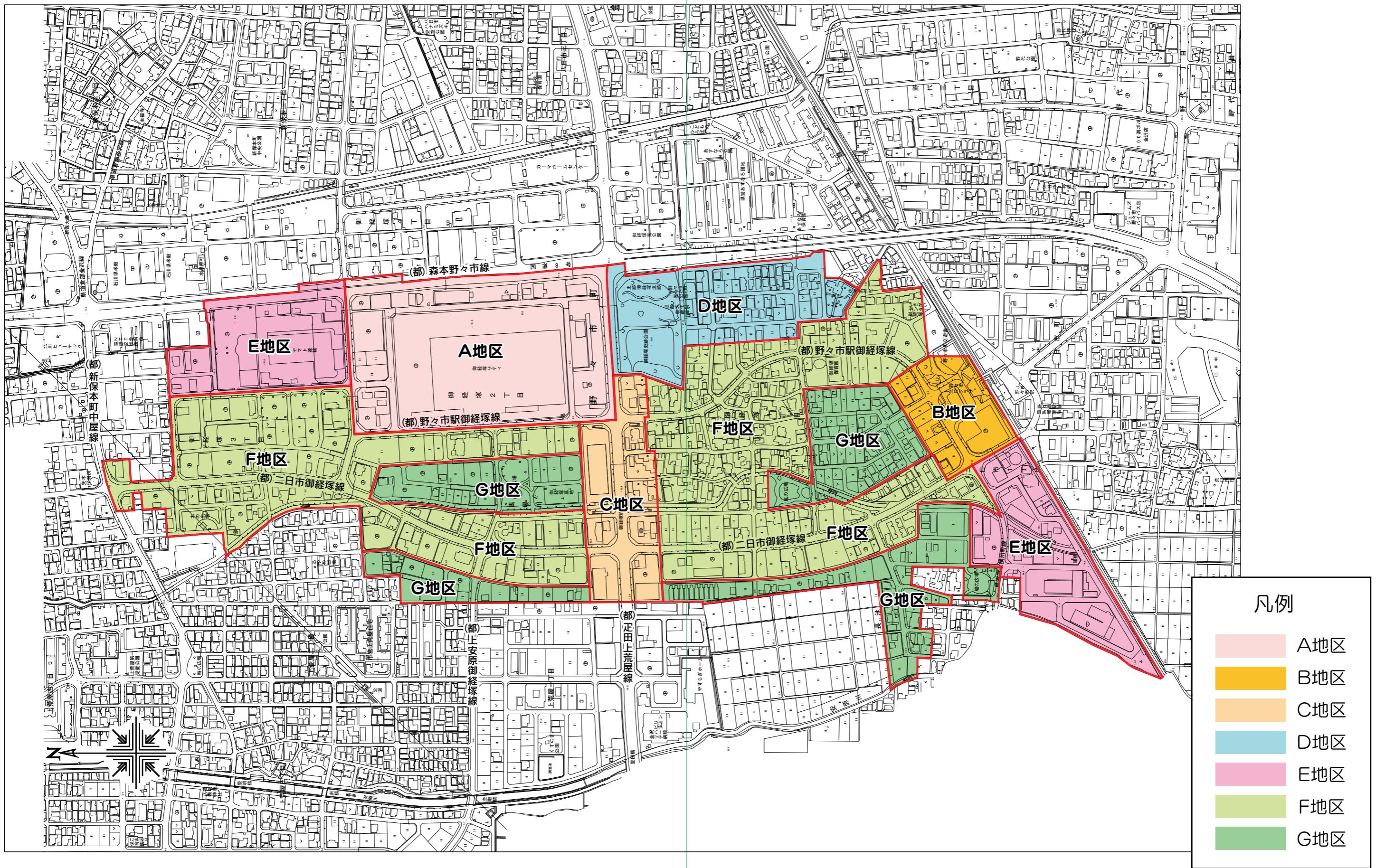
200m²

●その他

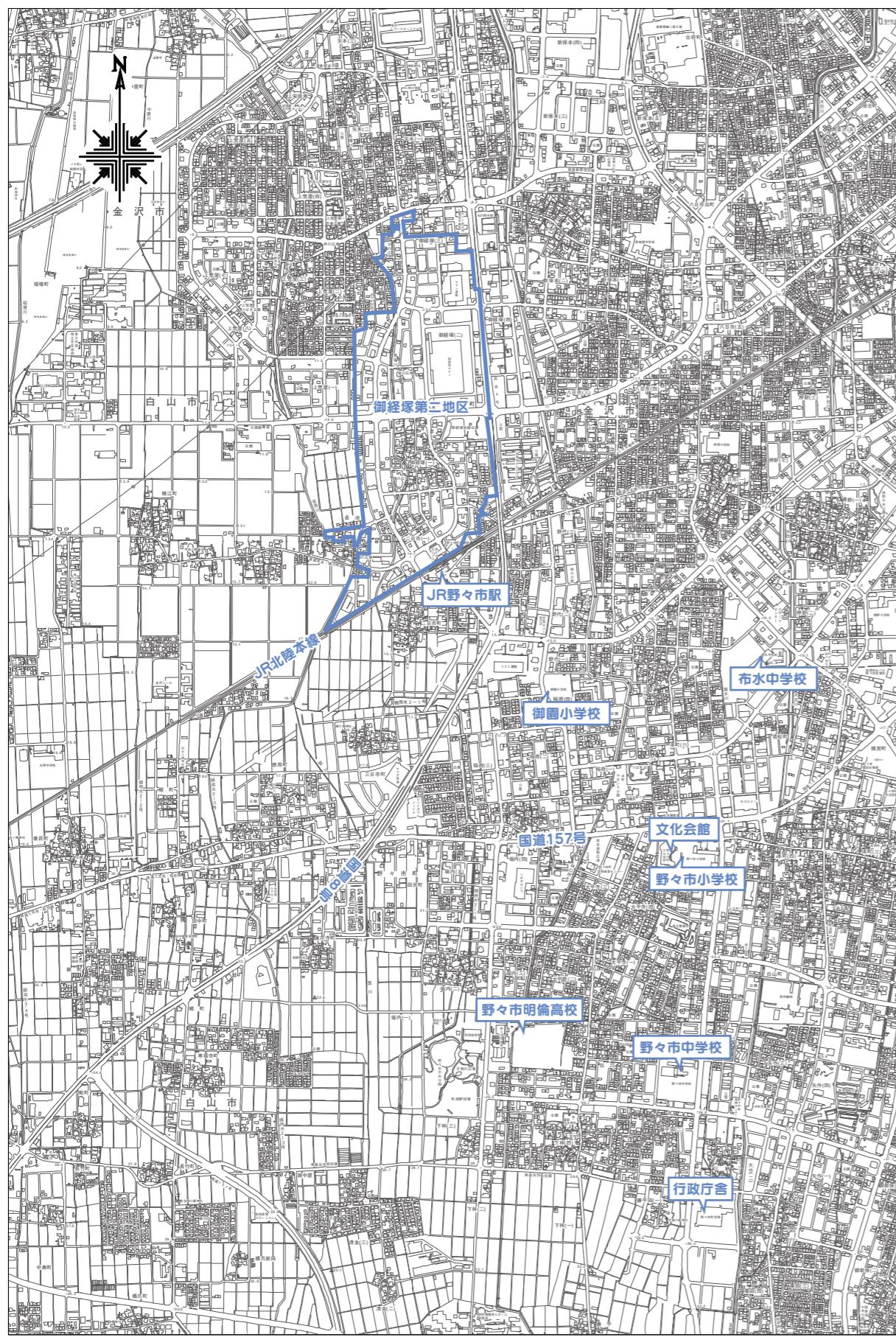
- 建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観及び環境に調和したものであること
 - 屋外広告物は設置してはならない
 - かき又はさくは、道路に面する部分は緑化に努め、開放性のあるものにし、道路境界線から0.6m以上後退すること
 - 容積率は、100%以下とすること



●地区計画図●



● 位置図 ●



● MEMO ●

● MEMO ●

● MEMO ●

●届出の手続き●

地区計画の届出から工事着手までの流れ

事前相談



地区計画の届出

(工事着手の30日前までに都市計画課へ)

審査

(計画に不適合の場合)

(計画に適合の場合)

指導・勧告



計画の変更



審査完了



建築確認申請



工事着手

●届出の様式●

(記入例)

地区計画の区域内における行為の届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)野々市市長

届出者 住 所 ○○○○○○
氏 名 ○○ ○○



都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき

- 土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途の変更
 建築物等の形態又は意匠の変更
 木材の伐採

について下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 野々市市 ○○○○○○
 2 行為の着手予定日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 3 行為の完了予定日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

4 設計又は施工方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 m ²	
(イ) 行為の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 工作物の建設	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転	
(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分 合計
(i) 敷地面積			○○○○○○ m ²
(ii) 建築又は建設面積	○○○○○○ m ²	○○○○○○ m ²	○○○○○○ m ²
(iii) 延べ面積	○○○○○○ m ²	○○○○○○ m ²	○○○○○○ m ²
(iv) 高さ 地盤面から ○.○○m		(v) 用途 専用住宅	
(vi) 垣又はさくの構造 フェンス H=○.○○m			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更			変更の内容
(5) 木材の伐採		伐採面積 m ²	

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
 3 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出によることができる。

※上記の届出用紙はホームページからダウンロードできます。

●届出の必要な行為●

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設
- (3) 建築物の用途の変更
- (4) 建築物等の形態又は意匠の変更

●その他●

「生け垣設置助成金制度」がありますので、下記へご相談ください。

お問合せ先は、

建設住宅課

TEL 227-6087 FAX 227-6253

●届出に必要な添付図書●

1. 建築物等の配置図
2. 敷地の高低差が大きい場合は、建築物の縦断面図および横断面図
3. 建築物の付近見取図
4. 建築物の平面図、立面図および断面図(立面図は着色したもの)
5. 届出書について代理人をおいている場合は、委任状
6. 面積算定根拠が必要な場合は、丈量図または求積図
7. 屋外広告物等を設置する場合は、その構造図
8. かき、さく、フェンスを設置する場合は、その構造図

(注) 配置図は、道路および隣地等の境界線から壁面までの後退距離を明示してください。また立面図には、着色(マンセル値)および建築物の最高高さを明示してください。

地区計画に関するご相談・お問合せは

野々市市産業建設部都市計画課

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地

TEL 076-227-6091 FAX 076-227-6253

<http://www.city.nonoichi.lg.jp/>
E-mail:toshikeikaku@city.nonoichi.lg.jp

2016年8月



古紙配合率80%再生紙を使用しています